

令和3年1月6日から2月7日までの営業時間 短縮要請に係る協力金の支給金額一覧

◆一覧表の見方

●「対象店舗」について

①酒類の提供を行う飲食店、カラオケまたは接待を伴う飲食店

→通常、午後10時以降午前5時までの時間帯に、営業を行っている時間帯がある飲食店等で、要請に応じた事業者が対象になります。

②すべての飲食店

→通常、午後8時以降午前5時までの時間帯に、営業をおこなっている時間帯がある飲食店（酒類を提供していない飲食店を含む）で、要請に応じた事業者が対象になります。

※「酒類の提供を行う飲食店または接待を伴う飲食店」であって、通常、午後10時以降午前5時までの時間帯に、営業を行っていない場合

→1月6日及び1月7日については、午後10時以降営業している酒類の提供を行う飲食店または接待を伴う飲食店への要請であるため、要請対象外となりますが、

1月8日以降については、午後8時以降営業しているすべての飲食店が対象となります。

●「要請期間」について

A・・・各市町村の1月12日までの要請期間

B・・・各市町村の1月13日以降1月20日までの要請期間

C・・・各市町村の1月13日以降2月7日までの要請期間

D・・・各市町村の1月18日以降2月7日までの要請期間

（県独自の緊急事態宣言期間）

※要請を行っていない場合は、その期間の表示をしていません。

●「支給金額」について

協力金の申請書に、要請に従った期間に応じた支給額を記載してください。

※1月6日以降、全ての要請に応じていただいた場合は、＜全要請期間とおし＞の金額を記載してください。

鹿行地域

	対象店舗	要請期間	支給金額
鹿嶋市	すべての飲食店	1月18日から2月7日 (21日間)	84万円
潮来市	すべての飲食店	1月18日から2月7日 (21日間)	84万円
神栖市	すべての飲食店	1月18日から2月7日 (21日間)	84万円
行方市	すべての飲食店	1月18日から2月7日 (21日間)	84万円
鉾田市	すべての飲食店	1月18日から2月7日 (21日間)	84万円